

PRTRの届出

～電子届出のご案内～



PRTRの届出は、物質番号・物質名や業種番号・業種名を調べて記入したり、都道府県に出向いたりするので面倒だよ。
(事業者Aさん)

そこで！

PRTRの届出が簡単・確実にできる「電子届出」をボク
届出電子君(とどけででんしくん)がご紹介します！



**24時間
受付OK!**

**届出書
らくらく作成**

**利用料
無料※**

※パソコン等の機器・インターネット接続料金は届出者の負担となります。

～電子届出の流れ～

1. 準備

事前届出(書面)

都道府県等に提出

ユーザID・パスワード等の受領

都道府県等から郵送

2. 届出

PRTR届出システムにログイン

届出書の作成

入力補助機能・
入力ミスチェック機能
付き

提出(送信)

3. 照会 ※届出内容に疑義がなければありません。

都道府県等からの届出内容の照会

メールでお知らせ
システムで確認・
回答

照会に対する処理(回答、変更、取下)

1. 準備編



- Q(Aさん). 私の会社のA工場、B工場についてPRTRの電子届出を行うにはどうすればいいの？
 A(電子君). **インターネットに接続できるパソコン※1**を用意して独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページにある**PRTR届出システム※2**にアクセスしてください。でも利用するにはまず**ユーザID・パスワード**が必要です。
- Q(Aさん). ユーザID・パスワードはどうやって入手するの？
 A(電子君). 事前届出を行う必要があります。事前届出は、**電子情報処理組織使用届出書※3**をA工場、B工場の所在する**都道府県等※4**ごとに提出することをいいます。事前届出を行えば、後日都道府県等がユーザID・パスワード郵送してくれます。でもそれだけでは不特定多数の人が利用するインターネット上では危険なのでユーザID・パスワード以外にAさんのパソコンを特定するものが**必要**になります。
- Q(Aさん). それはどういうものなの？
 A(電子君). **クライアント証明書※5**というものです。都道府県等からの連絡を受けたNITEから電子メールでダウンロード先の案内が送られてくるのでダウンロードしてInternet Explorer等のブラウザに登録します。これがあれば届出内容を暗号化して通信できるようになるので、なりすましやデータの漏えい・改ざん防止に役立ちます。

- ※1 WindowsOS及びInternet Explorer等のブラウザが導入されている必要があります。
 ※2 PRTR届出システムログインページ <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html> (NITE)
 ※3 当該年度に電子届出を行うためには、6月20日までに事前届出を都道府県等に提出する必要があります。
 (事前届出は一度提出すれば次の年以降は提出する必要はありません。ユーザID等はそのまま毎年度利用可能です。)
 様式の入手先 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html (経済産業省)
 ※4 事業所が都道府県から事務委任されている政令指定都市等に所在する場合はその政令指定都市等に提出します。
 ※5 証明書は無料で配布しますので、商業登記に基づく電子証明書の取得(有料)などは不要です。



事前届出の流れ

都道府県等ごとに
事前届出書を提出

都道府県等

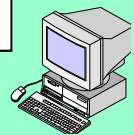
NITE

ユーザID・パスワード・クライアント
証明書登録用パスワードの送付

ユーザID: ...
パスワード: ...
クライアント証明書登録用パスワード: ...

電子メール

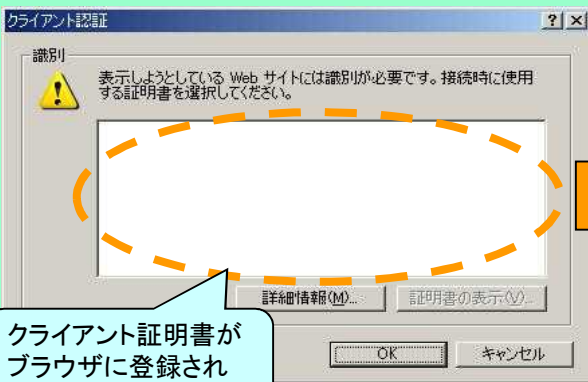
クライアント
証明書



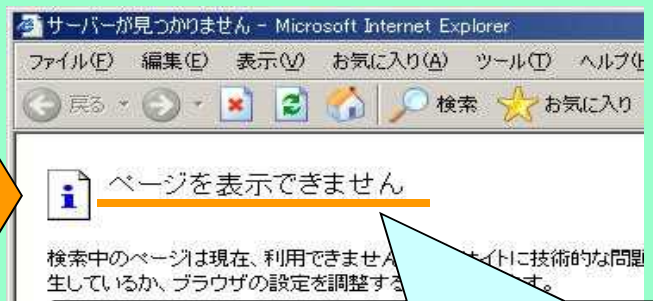
同一の届出先(都道府県等)に複数の事業所がある場合は一括して事前届出が可能です。

クライアント証明書
ダウンロード先の
案内の送付

クライアント証明書とは？



クライアント証明書が
ブラウザに登録されて
いないと...



...PRTR届出システムへのログイン画面は表示されません。ユーザID・パスワードを盗まれたとしても、不正アクセスを防止できるので安心です。

2. PRTR届出編



- Q(Aさん). ユーザID・パスワードをもらったクライアント証明書も登録したので早速届出しよう！
 A(電子君). PRTR届出システムにログイン後の届出書作成画面では、事前届出の内容が反映されているので**届出者や事業者・事業所の情報は入力する必要はないですよ！**
- Q(Aさん). それは便利だね！
 まずはA工場の「届出作成」ボタンをクリックして・・・ほんとだ！
 他にも**日付、届出先、業種、物質は選択するだけだし、入力は従業員数、排出量等だけ**でいいだね。
 最後に「入力完了」ボタンをクリック・・・
 あれ？「通常この業種では次の大臣に届出することになっています。〇〇大臣」って**警告が表示されたけど**。
 A(電子君). **入力間違いを防ぐ仕組み**が働いているんです。
 業種と届出先大臣の組み合わせが間違っている可能性がある場合や、排出量の数値が考えられないほど大きい場合などに確認メッセージが表示されることがあります。
 修正の必要があれば入力画面に戻って届出内容を修正してください。
- Q(Aさん). 届出先大臣を修正して「入力完了」ボタンをクリックしたら「届出」ボタンが現れたけど。
 A(電子君). この時点ではまだ届出は完了していません！**「届出」ボタンをクリックしてください。**
- Q(Aさん). 「届出」ボタンをクリックして・・・今度は届出完了メッセージが表示されたよ！
 A(電子君). これでA工場の届出は完了です。B工場も同様に届出を行ってください。



排出量等届出処理画面

事業所名	届出先	整理番号	届出種別	照会日	受理日	職種訂正	各排出量等届
A事業所	東京都		未作成				届出作成 変更作成 取下げ作成 届出作成 取下げ作成
B事業所	横浜市		未作成				

届出可能な事業所が一覧表示されます。届出を行う場合は、届出を行いたい事業所の「届出作成」ボタンをクリックします。

届出書作成画面

提出日: 2015年04月01日

届出先: 経済産業大臣 殿【必須】

提出先: 東京都知事 殿【必須】

<届出者>

郵便番号: 〒151-0066 (半角数字)
 ※郵便番号は半角数字。(大口事業者の個別郵便)

(ふりがな) 住所

都道府県名: 東京都【必須】

市区町村名: 渋谷区【必

町域名以下: 西原2丁目49-10

氏名(法人にあっては名称): 株式会社ナイト

選択方式を多数採用しています。

届出書の様式/別紙の必要事項を入力し、「入力完了」ボタンをクリックします。

届出書作成画面で入力した様式/別紙の内容に問題がなければ、「届出」ボタンをクリックします。

確認画面

届出

様式第1(第5条関係)第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

届出日: 2015年04月01日

届出先: 経済産業大臣 殿

届出先: 東京都知事 殿

<届出者>

(ふりがな) 住所: 東京都渋谷区西原2丁目49-10

氏名(法人にあっては名称): 株式会社ナイト

(ふりがな) 氏名(法人にあっては代表者の役職): 代表取締役社長

(ふりがな) 氏名(法人にあっては代表者の氏名): 内戸 太郎

ほとんどの項目に、既に登録されたデータが自動的に反映されるので入力する手間が省けます。

届出が完了すると、都道府県等の受付確認が表示されます。

受付確認画面

株式会社ナイト 御中

2015年04月01日 付けで提出されました A事業所 に係る届出につきましては、次の整理番号にて受けました。

整理番号	事業所名	届出先
E1513000-00001-00	A事業所	東京都知事

2015年04月01日
東京都知事

3. 照会編 ※届出内容に疑義がなければなりません。



- Q(Aさん). 提出先の都道府県等から電子メールが来たよ。
 A(電子君). PRTRの届出内容についての照会なのでPRTR届出システムにログインして確認してみてください。
- Q(Aさん). えーと、「昨年度よりも排出量が増えています問題ありませんか？」だって。
 A(電子君). 入力ミス等であれば変更届出を作成してください。問題がなければその理由を入力してください。どちらにしてもPRTR届出システム上で処理ができるので電話やFAXでのやりとりは不要です。
- Q(Aさん). では特に問題がないので「生産量が増えたため」とコメントを入力しておくよ。
 A(電子君). 照会元の都道府県等の担当者が変更内容やコメントを確認すれば照会の結果が確定します。



排出量等届出処理画面

事業所名	提出先 ▲▼ 届出先 ▲▼	整理番号 ▲▼	届出種別 ▲▼ 処理状況 ▲▼	照会日 ▲▼
A事業所	東京都 経済産業大臣	E1513000-00001-00	届出 照会あり	2015/04/11 照会確認

該当する事業所(届出)の背景色が変わります。「照会確認」ボタンをクリックして照会内容を確認します。

4. 番外編



- Q(Aさん). 代表者が変更したり、私が異動になった場合の手続きは？
 A(電子君). 事前届出の変更届出を提出してください。PRTR届出システムから簡単に行えるようになっています。
- Q(Aさん). 今まで利用していたパソコンが変更になる場合はどうしたらいいのかな？
 A(電子君). 新しいパソコンにクライアント証明書を登録します。(ユーザID・パスワードは引き続き使用できます。)サポート体制も充実しているので、わからないことがあればNITE(下記あて)に連絡してください。わかりやすく説明してくれますよ。



事前届出処理画面

全選択 選択解除 変更届出

選択	受付日 ▲▼	受付番号 ▲▼	届出先 ▲▼	届出種別 ▲▼	処理状況 ▲▼	照会
<input checked="" type="checkbox"/>	2013/04/01	UP130401976857	東京都知事	使用届出	自治体受理完了	

事前届出の変更届出が提出できます。

詳細については <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html> を参照してね！

nite National Institute of Technology and Evaluation
 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

～本パンフレットについてのお問い合わせ先～

化学物質管理センターリスク管理課 PRTRシステムサポート
 TEL: 03-5465-1683(直通) E-MAIL: info_prtr@nite.go.jp

